

# 定 款

株式会社 ナイガイ

# 株式会社 ナイガイ 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、株式会社ナイガイと称し、英文では、NAIGAI CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種繊維製品の製造、販売及び輸出入
2. 知的財産権の開発及び運用
3. 損害保険代理業並びに生命保険代理及び募集業
4. 不動産業
5. 店舗等の企画、設計、施工
6. 医薬品、医薬部外品、化粧品、ゴム製品等の製造、販売及び輸出入
7. 医療用機器、美容健康機器、衛生用品等の製造、販売及び輸出入
8. 労働者派遣業
9. 飲食店の経営並びに食品の販売及び輸出入
10. ペットに関する各種サービスの提供
11. 各種雑貨の製造、販売及び輸出入
12. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、2,780万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。

## 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎年4月に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した本議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第 19 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第 20 条 本会社は、取締役(監査等委員である取締役は除く。)は7名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 本会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第 22 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規則)

- 第 24 条 取締役会に関する事項は法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定めた取締役がこれを招集する。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

- 2 本社は会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

- 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

- 第 29 条 本社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

- 第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

- 第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

- 第 33 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 本会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。  
(剰余金配当の基準日)

第 36 条 本会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。  
(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

附則

1. 現行定款第 19 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第 19 条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条但書に定める施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第 19 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日の経過後に、これを削除する。

大正9年8月31日制定	昭和31年3月30日改正
大正13年12月25日改正	昭和33年3月31日改正
大正14年5月25日改正	昭和34年3月27日改正
大正15年12月18日改正	昭和37年3月31日改正
昭和3年8月30日改正	昭和39年3月30日改正
昭和8年8月31日改正	昭和50年3月28日改正
昭和9年2月27日改正	昭和56年4月28日改正
昭和14年5月15日改正	昭和57年4月28日改正
昭和15年2月27日改正	昭和60年4月26日改正
昭和16年12月25日改正	平成元年4月27日改正
昭和18年2月27日改正	平成3年4月25日改正
昭和18年7月29日改正	平成6年4月27日改正
昭和18年8月31日改正	平成10年4月28日改正
昭和21年8月30日改正	平成13年4月26日改正
昭和22年8月12日改正	平成14年4月26日改正
昭和22年10月16日改正	平成15年4月25日改正
昭和23年5月31日改正	平成16年4月28日改正
昭和26年5月26日改正	平成18年4月27日改正
昭和26年9月4日改正	平成19年4月26日改正
昭和27年1月24日改正	平成21年4月23日改正
昭和27年5月23日改正	平成28年4月27日改正
昭和27年9月26日改正	平成29年4月27日改正
昭和29年7月29日改正	令和4年4月27日改正
昭和30年3月31日改正	